

公益事業審査選考委員会規程

第1条（設置）

公益財団法人総評会館定款（以下「定款」という。）第46条第1項の規定に基づき、公益事業審査選考委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

第2条（目的）

本規程は、定款第46条第2項の規定に基づき、委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項を定め、もって、この法人の公益目的事業が円滑かつ公正に行われることに資することを目的とする。

第3条（任務）

委員会は、理事会の諮問に応じ、定款第3条の趣旨に基づいて、定款第4条に規定する公益目的事業の遂行にあたって、次の各号に掲げる事項を審査選考する。

- (1) 連合会館内の事務所を提供する団体に関する事項
- (2) 労働者及び労働組合等のための助成事業の助成対象に関する事項
- (3) その他、理事会から諮問のあった事項

第4条（構成）

委員会の委員は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員会は、理事、評議員及び外部委員2名以上の合計5名の選考委員（以下「委員」という。）によって構成される。
3. 外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人になった者も含む）
4. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 委員と直接利害関係がある者が対象となった場合には、当該事案に関し当該委員は審査選考に関与できない。

第5条（運営）

委員会に委員長1名を置く。委員長は、委員会で互選するものとする。

2. 委員会は、理事長が招集する。
3. 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
4. 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名された委員が、その職務を行い、又は代理する。

第6条（定足数）

委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

第7条（議決）

委員会の議事は、議決について直接の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。ただし、少なくとも外部委員1名の賛成を要する。

第8条（議事録）

委員会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2. 議事録が書面をもって作成されているときは、委員長と出席委員のうち1名は、これに記名押印しなければならない。

第9条（委員の秘密保持義務）

委員は、審査選考の過程で知り得た内容及び個人情報については、他に漏らしてはならない。

第10条（謝金等）

委員には、その職務執行の対価として謝金等を支給することができる。謝金等の基準については、謝金等支給規程を準用する。

第11条（事務局）

委員会の事務は、この法人の事務局が行うものとする。

2. 事務局の職員は、委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。

第12条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第13条（変更手続き）

この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人総評会館の設立の登記のあった日から施行する。（2011年11月16日理事会議決）。

2. この規程の一部を改正し、2017年7月24日から施行する。（2017年7月7日理事会議決）